

府ではないんですよ、与党だけでも。この建物も。これは何でやれているの。だったら別に、国会内の共有スペースでも議員会館でもやればいいんじゃない、みんな、例えば議運とかで合意を取るんですかね、国対とかで。そうじゃないですか、政府だけでやっていたらまだ今の答弁でやむなしなんだけれども、自民党さん、公明党さんに持っていているんじゃないですか。じゃ、いいんじゃない、国会でも。どうですか。この違い、どうですか、今言ったのとちよっと違いますよ。どうですか。

○小田原政府参考人 委員おっしゃられるように、自民党本部また公明党には設置させていただいております。これは、先ほども申しましたけれども、その施設を管理している方ですとか関係する方がそれを了解若しくは合意ということをされまして、私どもがお話があつて、また私どもとしても検討させていただいたという結果だということに認識してございます。

○小熊委員 じゃ、国会でも、皆さん、議運とか国対で議論してもらいましようよ。それで合意が取れたらいいということでしょう、国会だって議員会館だって、今の答弁だと。そうじゃないですか。

○小田原政府参考人 繰り返しになって恐縮でございますが、委員おっしゃられるように、関係される所有者の方ですとか関係者の方がそういうふうに合意されて、私どもにそのようなお話をいただきまして、私どもが私どもで管理できるかというようなことで検討させていただいてという手順になつていくものではないかというふうに思っています。

以上でございます。

○小熊委員 是非、昨日、復興の特別委員会で、事故の起きた原発施設から七キロという一番、日本一近いところに住んでいる代議士の、我が党の齋藤裕喜代議士も聞いていましたけれども、双葉町の町長が町で使おうと。でも、これは、地元ではいろいろな意見が分かれているんですよ。でも、

あえてこれを進めるために、実は全国民に向けてその問題を提起したというふうに思っています。

国会としても、賛成、反対もあるけれども、やはり我々、そつちに聞いているんじゃない、皆さんに言いたいけれども、各党に持ち帰って、国会に置こうかということ、議員会館に置こうかということ、議論しなきゃいけないと思います。福島県民だけが背負う話じゃなくて、全国民が背負わなきゃいけない話だし、これが進まなければ、さつき言ったとおり、東京ドーム十一個分、全部丸々どうするのという話になるんですよ。私も、地元で、自治体の議員とか住民とか首長さんたちに、僕の選挙区内でも、福島県でも再生土の利用はするということですから議論していただけますけれども、やはり二分しちゃうねと言っていました。

三月二十七日は、三鷹ですけども、三鷹の市議会で、放射能汚染土ですよ、除去土壌じゃなくて、の再利用の中止・撤回を求める意見書が可決をされてしまいました。残念ながら、うちの党の議員たちもこれに賛成しているんですけども、自公と都民フアは反対していましたけれども、こういうことも起きている。そうなんです、いろいろな意見があるんですよ。

昨日、中田副大臣も、国が率先して再利用を進めていくんだと言いましたけれども、副大臣自身が選挙区の人たちと、これ、引き受けようかと議論したことあります。

○中田副大臣 私は、今全国が選挙区ですけども、これはもうよくしています。やはり科学的に安全だということははっきりしているわけであつて、そういうものをしっかりと受け入れていくというところに向けては、これは福島だけに押しつけている場合ではない。それは法律上も、二〇四五年までにしっかりと福島県外にということは規定されているわけですから、そのためにはしっかりと国民の理解を求めていくという上において、説明もしていますし、私はその立場であるならば、政治的にもあるいは国民的にも、それはもう受け入れるということに向けてしっかりと議論を進め

ていきたいと思っています。

○小熊委員 中田さんが今横浜市長だったら、横浜市に持つてる、使うとなつたんだろうけれども、今は国会議員、副大臣の立場で推進をしてほしいと思いますし、だから、委員の皆さんもそうですよ、地元に戻ってやってみてください。議論だけでもいい。

今、福島県はこういうことで住民が二分するんですよ。こういう分断の中で苦しんでいるのが今の福島県です。だから、委員の皆さんにおいても、実際これが実現しなくても、地元でまずしてみてください。こういうことが起きるか。細野さんもやっていますか。やってみてくださいよ。

やはり分かれるんですよ。僕のところも分かれています。これを推進していくって、環境省は頑張つて、再生利用を進めると言っているんですけども、実際、自分でもやってみて、二分しちゃつて、二分した状況でどう合意を図っていくかなんというのは非常に難しい。

そういう意味では、最後の質問になると思いますが、先月の参議院の予算委員会、官邸で使つて総理は明言したけれども、鉢植えはもう使っているわけですよ。でも、質問した佐藤正久さんに聞いたら、前段の部分では植栽とかで使えと言っているんですね。

でも、植栽で使うということは、この千代田区とか近接する港区とか、町内会とかあるんですね、この辺、ないのか……（発言する者あり）ある。とか、そういうプロセスを踏むのかというのがないので、使うと言ったけれども、どうなっているの。総理、明言していたんですよ、使つてという。植栽を含めたところじゃなければ、意味ないという。か、あの明言、何だったのとなりますよ、鉢植えは今もうやっているんだから。

副大臣、答えられますか。

○中田副大臣 総理官邸でどういうふうに植栽に使つていくかということについては、これは省内で議論を進めております。

先ほどお話出ていましたように、例えば御党に

おける鉢植えなどについても、是非御議論いただいて、そして受け入れる、受け入れるというか置くということ、これをまとめたいただければ、これはもう現状でもやれるように、自民党、公明党と同じでありますから、できるというふうに思いますし、また国会内ということについてなども、これをしっかりと議論してまゝとすれば、それは是非やっていきたいというふうに考えます。

また、より国民が多く、しっかりと安全性を確かめられるような、様々な場所に今後やはり置いていけるように、その管理の在り方そのものについても、法律上、先ほどから出ている特措法があり、そして、その下における管理ということであり、そして、その下における管理の在り方についても、今後は議論を進めて、より国民が見えるようにしていくということが、安全性をしっかりと認識をして、そして四五年までに受入先というものを求めていく上において重要なことだということに考えています。

○小熊委員 我々も頑張りますけれども、是非政府には頑張つていただく、とにかく国民的議論になるように、いろいろ展開を図っていただきたいと思っています。

質問を終わります。ありがとうございます。

○江渡委員長 次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

二〇一一年の原発事故を受け、原発行政において最も反省し、教訓としなければならないことは、原子力を規制する側が推進する側の論理に取り込まれてしまつたりこの構造、規制のとりこを二度と繰り返してはならないことだということに思っています。山中規制委員長に確認をします。そういうことでよろしいでしょうか。

○山中政府特別補佐人 二度と規制のとりこにはなつてはいけない、規制当局自身がそれを肝に銘じて決意を示さなければならぬというふうに考えておるところでございます。

○辰巳委員 かつて、吉井英勝衆議院議員は、ま

さにこの国会で何度も何度も全電源喪失などの可能性を指摘をして、冷却機能を失った原発の危険性を警告し続けましたけれども、規制のとりこになった行政は聞く耳を持ちませんでした。そして、そのとおりの大事故を招いてしまいました。今、その規制のとりこが繰り返される事態となっているということを私は厳しく指摘をしなければなりません。

私は、今年決定された第七次エネルギー基本計画を見て驚きました。これまでにあった原発依存度の低減という文言が消えて、原発の最大限活用という文言が躍っていたからであります。同時に、第六次エネルギー基本計画にはなかった次世代革新炉の開発、設置が盛り込まれております。

次世代革新炉のうち革新軽水炉は、東電など電力会社や、三菱重工、東芝、日立などの原発メーカー、電気事業連合会などで構成する原子力エネルギー協議会、通称A T E N Aですけれども、まさに原発利益共同体、原子力村そのものと経産省が開発と設置を狙っているものであります。

そして、このA T E N Aが昨年の三月の二十五日に革新軽水炉について規制当局に対して設置を求めたのが、規制当局との意見交換の場であります。確認しますけれども、このA T E N Aとの意見交換会は何を目的に設置をされたんでしょうか。

○山中政府特別補佐人 お答えいたします。

委員から御指摘の革新軽水炉、規制委員会では建て替え原子炉と呼んでおりますけれども、これについて、事業者から設置許可基準規則の解釈の一部において議論したい内容があるとの申出がございましたので、これを受けて、昨年十月九日の規制委員会で、建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会の設置を了承し、昨年十二月から事業者との意見交換を実施しているところでございます。

この意見交換会は、まず、規制庁と事業者との間で建て替え原子炉の設計の事実確認等を進めることを目的としています。その結果として、規

制上の判断の必要がある事項が出てくれば、規制委員会の場でその内容について報告を受けた上で、規制上の対応の有無など議論を行うこととしていくところでございます。

○辰巳委員 A T E N Aは、規制の予見性が十分でないとか、規制の予見性を詳細にしてもらいたいというふうに、繰り返し主張をしています。

ただ、確認したいんですけれども、推進側が革新軽水炉と呼んでいるものを、規制委員会はそのとは呼ばずに、建て替え原子炉と呼んでいますよね。これはなぜそういう呼び方をしているんですか。

○山中政府特別補佐人 お答えをいたします。

事業者やメーカーが開発を進めておりますいわゆる革新軽水炉についての話題が出始めた当初、令和五年七月に閣議決定をされたGX推進戦略において、廃炉を決定をした原子力発電所の敷地内に建て替えることされたことから、規制委員会では、規制基準の検討を行う上で建て替え原子炉と呼ぶこととしたわけでございます。

なお、この建て替え原子炉につきましては、これまで事業者からその内容を聞く限りにおいては、既存の加圧水型原子炉から新たな改良を加えているものの、本質的には既存の技術の延長上であるというふうに認識しているところでございます。

○辰巳委員 要するに、規制委員会は、今の加圧水型原発、PWRと変わらないと考えているということですか。まあ、言っても、改良型という程度の話だということなんですね。

続けて確認しますけれども、では、今の規制基準が求める性能要求は、この革新軽水炉に適用することはできないんでしょうか。

○山中政府特別補佐人 お答えいたします。

現在の規制基準は、東京電力福島第一原子力発電所事故の深い反省の上に、事故の可能性をゼロと考えるのではなく、事故が起こり得るという前提の下で、重大事故の防止とその影響を緩和するための手段、大規模損壊による影響を緩和するた

めの手段等を求めているものでございます。

この規制基準において求められております技術要件というのは、いわゆる性能規定でございまして、これを達成するための技術的内容を規則解釈として例示しているものの、十分な保安水準の確保が達成できている技術根拠があれば、規則解釈に限定されるものではございません。

建て替え原子炉につきましては、事業者からこれまでその内容を聞く限りにおきましては、既存の加圧水型軽水炉から新たな改良を加えているものの、本質的には既存の技術の延長上であるという認識であります。

したがって、基本的には、現行の規制基準の枠内で審査ができるものと考えておりますけれども、まずは、規制庁の職員と事業者との実務レベルでの技術的な意見交換会により事実確認を行って、規制委員会の場でその報告を受けた上で、規則解釈の明確化の必要性の有無等を議論してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○辰巳委員 つまり、戻りますけれども、推進側は解釈が分らないといつて意見交換会の場を設けてほしいと言っているんですけれども、規制委員会は、いや、従来のものと変わらないんだから、しかも、皆さんの規制ですよね、本解釈に限定されるのではなく、技術的根拠があれば規制に適合する、これははっきり書いてあるわけですから、わざわざ意見交換する場を設ける必要はないわけなんですよ。

それでは、何でこういうもの、意見の交換の場を設けてくれということとA T E N A側が求めているのか、狙いは何なのかということですよ。それは、どうすれば規制委員会の許可や認可を得ることができるのか、その答えを教えてくださいということじゃないですか。言ってみれば、試験の問題を教えてくださいと先生が生徒に言われて、はい、分かりましたと先生の側が応じるようなものじゃないですかね。

しかも、意見交換の内容は原則公開だ、こう

なっているんですが、セキュリティ、商業上の理由から、非公開あるいはマスキング処理をするともされております。つまり、このやり取りの中で実際に答案が示されていても、国民にはブラックスボックスということになりかねないわけですね。こんなことをしていれば、ついには事業者側にとつて都合のよい規制基準、事業者に合わせて基準になってしまうおそれがあると私は言わなければならないと思います。生徒のレベルに応じた答案、問題、これが用意されてしまう危険性が私はあると思います。

大体、この意見交換は規制委員会が求めたわけではないわけですね。原発推進側のA T E N Aが求めるままに設置をされたわけですよ。規制側のメリットというのはあるんですか、やっていてどうですか。

○山中政府特別補佐人 お答えをいたします。

一般論といたしまして、被規制者である事業者から許認可の基準の適用性について照会を受けた場合、行政の公正性及び透明性の確保の観点から、その照会内容に関する行政機関としての見解を示すことは当然であると考えているところでございます。

建て替え原子炉については、先ほどお話をいたしましたとおり、本質的には既存の加圧水型原子炉の技術の延長上のものであるという認識ではございしますけれども、事業者が一から基本設計を考案したものとなりますので、事業者が示していることなどの論点に關しまして、現行の規制基準をそのまま適用できるものかどうかを事実確認をした上で十分整理をして確認することは、規制当局にとつても重要なことであるということを確認しているところでございます。

安全上の課題あるいはリスクをこの意見交換の事実確認の中で判断することは、我々規制当局としては極めて重要であるというふうに考えているところでございますし、この意見交換を通じて得た知見というのは、将来、申請を受けた際に、規

制委員会が行う審査の際にも有効に活用できるものというふうに考えているところでございます。

○辰巳委員 いや、ほとんど変わらないと言いがら、そういう推進側の意見を取り入れていくということだと思っんですよね。

推進側の狙いは明確ですよ。A T E N A の作成した文書によると、こう書いてある。今後確認したい事項として、「新技術等の適用促進に向けて技術等を事前確認する制度の活用・拡大」、こうあるんですね。つまり、今回の意見交換会を皮切りに、事前確認制度を広げていくんだと。これは事前審査になりかねないと思いますよ。規制側をどんどん取り込んでいく気だというのがA T E N A の狙いなんですね。

私は、このA T E N A の要求を規制側のんだのは今回だけではない、前歴があると言わなければならぬと思います。

規制委員会の審査などによって運転が止まっている期間は運転期間として算定しないでほしいというA T E N A の要求に応じて、二〇二〇年、規制委員会は運転期間に関する見解を決定して、それを経産省が即座に利用して、運転期間を活用政策側の法体系の中で検討すると強引に主張しました。山中規制委員長は、原発推進の経産省のこの言い分を、何の疑問も挟まずに、反対意見も挟まずに丸のみをして、運転期間の定めは利用政策側の判断、つまり経産省の判断だと即座に表明をしました。

この論理で、原発の運転期間を定めた規制委員会所管の原子炉等規制法の条文は、丸ごと経産省所管の電気事業法に移されてしまったわけでございます。

挙げ句の果てに、原則四十年、特例に限り二十年延長が可能という、まさに東京電力第一原発所の事故の教訓を基に作られた原発の運転期間の規定は簡単にほごにされてしまつて、A T E N A の要求どおり、規制委員会の審査による停止期間は運転期間から除外するという、安全を無視した原発の六十年超の運転が可能となったわけであり

ます。

私、これはもう完全に取込まれている、とりこになつていと言わなければならないと思いますよ。意見交換会は私はやめるべきだと言いたいと思っんですね。そもそも、原発が抱える重大な問題点、使用済核燃料の処分の問題であるとか、帰還が念頭にない避難計画を作らざるを得ない問題等々、解決できない問題ばかりですから、これは原発ゼロ社会に向けて動き出せということを改めて私の方から求めて、質問を終わります。

○江渡委員長 次に、斉木武志君。

○斉木委員 斉木武志でございます。

本日は、山中規制委員長を中心に、私、福岡県、特に十五基の、原子力発電所が集中している日本一の集中立地地域でございますので、その諸課題についてお聞きしたいなというふうに思っております。

まず、冒頭の御報告でもございました敦賀二号機に関する判断でございます。

この敦賀二号機をめぐることは、K断層が論点になつておりましたけれども、この建屋直下に活断層がある可能性を否定できないという理由で、再稼働には、炉規制法の設置変更許可申請には応じないという判断をされました。

その敦賀二号機の敷地に関して、たくさん断層があるのではないか。原電側は、それでももう一度再申請をしたいという姿勢を堅持しております。ですので、それに求められる挙証責任であるとか、どういった懸念点があるのかというところが県民そして国民の懸念事項でございますので、その点についてお伺いしたいと思います。

まず、審査側としてこの敦賀二号機に携わつていらつしやつて、今、原電側が、それでも動かしたいというふうにおつしやつている。さらに、記者会見等々、山中委員長の御発言を聞いておりますと、非常に難しい土地だ、断層が非常にたくさんほかにあるので、それ全て調査するとなると難しいんじゃないのかというような趣旨の御発言

もされていると思います。

審査側として、これを見られていて、まず、事業者側がそれでも動かしたいという場合には、何が追加、審査側は、規制委員会に何を提出しろ、何を挙証しろということが必要になるんでしようか。

○山中政府特別補佐人 お答えをいたします。

委員から御指摘いただきました敦賀原子力発電所二号炉につきましては、日本原子力発電に改めて設置変更許可申請をしたいとの意向があることは承知しております。申請がいつになり、どのような内容になるかについては、規制委員会としては承知していないところでございます。

なお、敦賀原子力発電所の敷地内には、昨年許可しないこととする処分の際に審査対象といたしましたK断層以外にも多数の断層が存在いたしましたために、それらの断層の活動性について、事業者が、活動性がないということについてそれぞれ立証するとともに、施設的设计も含めましたその他の規制基準への適合性についても立証した上で、申請をしていただく必要があると考えているところでございます。

○斉木委員 今、多数の断層が存在をする、そして、それぞれについて活動性がないということを立証していただく必要があるというふうにおつしやいましたけれども、多数の断層というのは、どれぐらいの断層が敷地内にはあるという、どれぐらいの数の断層を調査をする必要があるというふうに見ているんでしょうか。

○山中政府特別補佐人 私の記憶でございますけれども、数十は少なくとも断層として存在するという報告があつたというふうに記憶をしているところでございます。

○斉木委員 ということは、その数十に関して、日本原電は、活動性に関する数字であつたり柱状図であつたり、そういったものは、まだ提出していない断層が数十あるということでしょうか。

○山中政府特別補佐人 検討されていない断層が

まだそれぐらいは残つているというふうに認識をしております。

○斉木委員 となると、数十か所以上は少なくともデータが出ていない断層があつて、そこに対する追加調査を行うという必要があるということでしょうか。

○山中政府特別補佐人 活動性がないということ立証していただく必要がございますして、全て何かボーリング等の試験をする必要があるかどうかということは、事業者の判断に任せたいというふうに考えております。

○斉木委員 そういった非常に難しい、記者会見では難しい土地であるということをおつしやつていました。

ですと、ということ、かなり、我々電力ユーザー側、国民側から見ると、日本原電さんが行う追加調査も、これは日本原電のお金で行いますので、結局、日本原電は今一ワットも発電できずして、中部電力、北陸電力、この三社の受電契約金、百億、百億、百億の三百億ぐらいずつ、毎年日本原電さんはいわゆる基本料金としてお支払いをしている、ですと、当然、我々国民の電力料金で追加調査も行わなければいけないという理解でよろしいでしょうか。

○山中政府特別補佐人 事業者の経営に関することについては、規制委員会がお答えすることはできないというふうに考えております。

○久米政府参考人 お答え申し上げます。

日本原電の判断につきましては、今御答弁ありましたとおり民間企業の経営判断でありますので、国の立場からのコメントは差し控させていただきますけれども、委員から御指摘ございましたとおり、日本原電の敦賀発電所二号機等は大手電力会社が受電するために建設、運営されているものでございますので、受電会社も含めた経営判断が行われているというふうに承知をしております。

○斉木委員 ですので、そういった経営判断、そ